

鳥取県告示第526号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づき、臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成21年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成21年9月9日 午後1時30分から	西伯郡南部町北方633 鳥取県農林総合研究所中小家畜試験場	豚